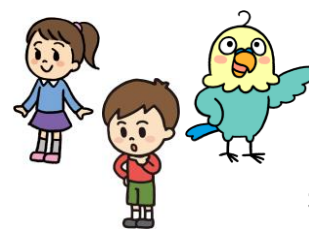


令和7年9月11日豪雨 支援情報 瓦版

※ その地域への災害救助法などの適用、その他の条件などで使える支援制度は変わります
 ※ この瓦版の情報は令和7年9月12日時点のもので、その後変わることがあります



様々な支援情報ツールは[こちら](#)からDL ↑

再建までの流れ(例)

安全優先無理せず

今回の被害状況を
写真・動画で撮影
して記録

ご加入の火災保険
・共済に連絡

支援制度の
出発点！

り災証明書
を自治体に申請！

右上のひさぽ
も活用！

被害からの再建は
焦らず、あきらめず
人を頼れば大丈夫)

り災証明書で使える
支援制度の検討

自宅の片づけなど
ボランティア
センターに相談

り災証明書・片付け

全壊

大規模
半壊

中規模
半壊

半壊

準半壊

一部
損壊

り災証明書は、役所に申請すると、被害を受けた住宅を調査した上で、発行してもらえる住宅被害の証明書です。表のように、主に、全壊、半壊など6種類に分かれます。**多くの支援制度が、り災証明書と結びついているので、り災証明書の申請は、再建のスタートになります。**

重い判定ほどたくさんの支援が受けやすいのが特徴。最初の判定に疑問があれば、**再調査や二次調査**の申請も可能なので、発行した自治体に相談して下さい。

水害にあったときに

浸水や土砂災害の被害にあった方は、まずは冊子「**水害にあったときに**」をご覧ください。被害を受けた住宅の片づけ、消毒、乾燥から、水害の際の罹災証明の判定基準、その後の支援制度まで、イラスト付きでまとまっています。

右のコードから**冊子版**や**チラシ版**をダウンロードしましょう
 (制作:震災がつなぐ全国ネットワーク)



品川区の支援制度

品川区の見舞金の制度

住居

居住部分の床上浸水
→普通世帯4万円
単身世帯3万円
居住部分の床下浸水
→1世帯4万円

事業所

店舗・事務所、工場等でおおむね
床面が商品や業務に係わる設備に
被害が生じた
→1世帯につき1万円

【問合せ先】
防災課 啓発・支援担当
03-5742-7651(平日8:30~17:00)
右のコードからも申請ができます⇒



家屋の消毒について

上記の冊子「**水害にあったときに**」を参考に、水洗い等で大きな汚れを洗い流し、可能な限り乾燥させましょう。
 ■専門業者による消毒を申請できます。
 ※訪問時間の指定はできません。※立会が必要
 ※消毒作業を実施する範囲については、専門業者の判断・指示に従って行います。

【問合せ先】生活衛生課 03-5742-9138 (平日8:30~17:00)

り災・被災証明について

■り災証明書は、災害により被害を受けた住家の居住者が申請できます。被災証明書は、住家以外の建物(店舗・事務所など)の所有者が申請できます。手数料は無料です。区役所や地域センター、マイナポータル「ぴったりサービス」からの申請が可能です。上記の冊子「**水害にあったときに**」を参考に、災害による被害箇所の状況が分かる写真を撮りましょう。

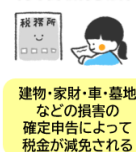
【問合せ先】防災課 計画担当03-5742-6695(平日8:30~17:00)

災害ごみの出し方は？

■ごみ、資源、粗大ごみは通常の収集で排出できます。
 ■住宅・事業所ともに、床上・床下浸水により発生した災害ごみは**手数料の減額・免除を受けられる場合があります。**
 ※り災・被災証明が必要です。
 ■品川区清掃事務所 03-3490-7051(平日8:30~17:00)に問合せを！

雑損控除ってなに？

雑損控除
(災害減免法)



災害で建物、家財、車、お墓などの損害を受けた人は、確定申告で所得税、住民税が減免されることがあります(医療費控除と類似)

- この制度はり災証明が**一部損壊の人**でも利用できます
- 保険金でカバーできない損害がある人は、税務署や、無料相談会などで相談しましょう
- 家財の損害は**金額不明**でも国税庁の評価額を利用できます

品川区防災ポータル

他にも有益な情報が
沢山あります！
[品川区防災ポータル](#)はこちら↓

